

平成29年度

ネットコープ医療共済制度 新規加入のご案内

新医療保障保険(団体型)

〈手術特約・特定疾病給付特約・家族特約・家族手術特約・家族特定疾病給付特約〉

【ご意向確認のお願い】

この保険は次の保障を必要とする方に適した保険期間1年の医療保険です。

(更新により一定年齢まで継続可能)

■病気・ケガによる医療保障 ■ご家族に対する医療保障

■特定疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)に対する保障

※上皮内ガン、悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除きます。(加入日以降91日目から保障開始)

●必ず、「ご契約内容(契約概要)・特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」および「ご加入のみなさまへ(重要事項)」を熟読いただき、この保険(保障の内容・金額等)がご自身のご意向に合致しているかご確認のうえお申込みください。

◆**団体保険のスケールメリットにより、お手頃な保険料負担で充実した保障を実現。**

◆**お申込手続きが簡単。**

医師の診査がなく、告知書の提出のみでお申込みになれます。

ネットコープ共済制度の団体定期保険(S51)加入者の方のみ本制度の加入対象者となります。

また、1被保険者につき1申込までとなっております。

保険期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日

全国情報ネットワーク協同組合

〈この資料は加入勧奨資料です〉

ここが自慢です

- ① お手頃な保険料で、病気やケガによる入院・手術に備えることができます。
- ② 入院1日目から保障の対象となります。
- ③ 3大特定疾病(ガン※、急性心筋梗塞、脳卒中)の一時金保障もあります。
※上皮内ガン、悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除きます。加入日以降91日目から保障開始。
- ④ ご本人と一っしょに、配偶者、お子様もお申し込みになれます。
- ⑤ 医師の診査がなく、告知書の提出のみで簡単にお申し込みになれます。

保障内容

入院給付金日額5,000円+特定疾病診断給付金50万円の場合

給付金の種類		このような場合にお支払いします!	下記の金額をお支払いします!
入院給付金	疾病入院給付金	病気で入院した場合	5,000円×入院日数 1入院のお支払い限度は120日です。
	災害入院給付金	ケガで入院した場合	5,000円×入院日数 1入院のお支払い限度は120日です。
手術給付金		所定の手術を受けた場合	5,000円の10・20・40倍 (手術の種類に応じて)



(オプション) 特定疾病 診断給付金 こどもプランは 対象外です。	悪性新生物 診断給付金	ガン(ただし上皮内ガン、悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除く)の場合 (加入日※前後を通じて初めてガンと診断確定された場合) 加入日以降91日目から保障開始	50万円
	急性心筋梗塞 診断給付金	急性心筋梗塞の場合 60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断された場合	50万円
	脳卒中 診断給付金	脳卒中の場合 60日以上言語障害などの後遺症が継続したと診断された場合	50万円

※加入日とは、(家族)特定疾病給付特約にご加入された最初の責任開始日をいいます。
◆お支払いに関する詳細については、【給付金のお支払いについて】をご覧ください。◆この保険には死亡保険金はありません。

■給付金のお支払いについて

給付種類	支払事由
疾病入院給付金	責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として入院を開始したとき
災害入院給付金	責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険期間中(ただし不慮の事故の日から起算して180日以内)に治療を目的として入院を開始したとき
手術給付金	責任開始日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、治療を目的に保険期間中に所定の手術をしたとき
悪性新生物診断給付金	責任開始日から起算して90日を経過した日の翌日以後、保険期間中に初めて(加入日前後を通じて初めてとします。)上皮内ガン・皮膚ガン(悪性黒色腫を除く)以外の悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞診断給付金	責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に虚血性心疾患のうち急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中診断給付金	責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

- * 入院・手術は、医療法に定める日本国内にある病院・診療所(ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)またはそれと同等と認められる日本国外の医療施設における入院または手術に限りです。
- * お支払いの対象となる疾病入院給付金と災害入院給付金の1入院に対するお支払いの限度はそれぞれ120日分で、通算してそれぞれ1,000日分が限度となります。お支払いの限度は更新前後を通算します。なお、支払事由に該当する入院を2回以上され、その原因が同一かまたは医学上重要な関係があると当会社が認めたときで、退院日の翌日(災害入院の場合は「事故の日」)からその日を含めて180日以内に次の入院を開始した場合は1入院とみなします。この場合、「医学上重要な関係」とは病名が違っていても医学上特に関連があるとされる一連の疾患をいいます。
例)高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患など。
- * 疾病入院給付金と災害入院給付金は重複してお支払いいたしません。
- * 悪性新生物診断給付金・急性心筋梗塞診断給付金・脳卒中診断給付金のお支払いは、(家族)特定疾病給付特約の保険期間(更新前後を通算します。)を通じて、それぞれ1回となります。
- * 責任開始日から起算して90日を経過した日の翌日より前に悪性新生物(上皮内ガン、悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除く)と診断確定され、悪性新生物診断給付金が支払われない場合、診断確定日からその日を含めて6ヵ月以内に保険契約者から申出があったときは、その該当被保険者の(家族)特定疾病給付特約を無効とします。
- * 「労働の制限を必要とする状態」とは、「軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態」をいいます。
- * 脳卒中とは、脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞を指します。
- * 同時に2種類以上の手術を受けた場合、給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。
- * 単なる縫合(傷口を縫う)処置、皮膚の良性腫瘍の摘出術、手足の指の骨折手術などお支払いの対象にならない手術があります。対象となる所定の手術については、「ご加入のみなさまへ(重要事項)」をご参照ください。

保障額表(月額保険料表)

1入院支払限度の型:120日型

区分	入院給付金日額		3,000円	5,000円	10,000円	15,000円	オプション	
	手術給付金額		入院給付金日額の10・20・40倍 (手術の種類に応じて)				特定疾病 診断給付金	
	保険年齢(歳)	生年月日範囲	月額保険料(円)				50万円	
本人・ 配偶者	15-19	平9.10.2~平14.10.1	333	555	1,110	1,665	月額保険料(円) 50	
	20-24	平4.10.2~平9.10.1	453	755	1,510	2,265	50	
	25-29	昭62.10.2~平4.10.1	531	885	1,770	2,655	130	
	30-34	昭57.10.2~昭62.10.1	591	985	1,970	2,955	235	
	35-39	昭52.10.2~昭57.10.1	636	1,060	2,120	3,180	335	
	40-44	昭47.10.2~昭52.10.1	771	1,285	2,570	3,855	500	
	45-49	昭42.10.2~昭47.10.1	912	1,520	3,040	4,560	755	
	50-54	昭37.10.2~昭42.10.1	1,161	1,935	3,870	5,805	1,060	
	55-59	昭32.10.2~昭37.10.1	1,512	2,520	5,040	7,560	1,355	
	60-64	昭27.10.2~昭32.10.1	1,989	3,315	6,630	9,945	1,895	
	65-69	昭22.10.2~昭27.10.1	2,625	4,375	8,750	13,125	2,715	
	70	昭21.10.2~昭22.10.1	3,594	5,990	11,980	17,970	3,745	
継続のみ	71-74	昭17.10.2~昭21.10.1	3,594	5,990	11,980	17,970	3,745	
	75	昭16.10.2~昭17.10.1	4,917	8,195	16,390	24,585	4,470	
子ども	3-22	平6.10.2~平26.10.1	459	*オプションには子どもはご加入いただけません。 *オプションのみの加入はできません。基本プランとセットでお申込みください。				

保険料について

- *上記保険料は、本人の被保険者数が100人以上299人以下の場合の概算です。正規の保険料については募集終了後に算出し、初回より適用します。
- *年齢は平成29年4月1日時点の保険年齢となります。保険年齢とは、平成29年4月1日時点における満年齢で計算し、1年未満の端数については6か月以下のときはこれを切り捨て、6か月超のときはこれを切り上げて1歳加えます。(例)50歳:49歳6か月超~50歳6か月以下
- *保険料は年齢により異なります(男女同一です)。
- *この保険から脱退されても解約返戻金等はありません。

■加入資格

本人…全国情報ネットワーク協同組合の組合員企業の役員・従業員および全国情報ネットワーク協同組合の役員・従業員で、申込日現在健康で正常に就業しており、平成29年4月1日現在14歳6か月を超え70歳6か月までの方。

配偶者…上記本人と同一戸籍に記載されている配偶者で申込日現在健康に生活しており、平成29年4月1日現在満16歳を超え70歳6か月までの方。

子ども…上記本人と同一戸籍に記載されている子どもで、申込日現在健康に生活しており、平成29年4月1日現在2歳6か月を超え22歳6か月までの方。

また、上記「本人」が加入する公的医療保険制度においてその被保険者の被扶養者であることが条件となります。

※組合員企業が当組合を脱会された場合、または組合員企業もしくは当組合を退職された場合は、加入資格が喪失し、ご加入は継続できませんので、共済事務局に脱退をお申し出ください。

<加入(増額)申込時の告知について>

健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。告知すべき事項がある場合には、別途所定の告知書を記入してください。

■加入・脱退について

- 配偶者または子どものみで加入することはできません。
- 配偶者の入院給付金日額は、本人の入院給付金日額以下となります。
- 本人が脱退した場合、配偶者および子どもも脱退となります。
- 加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、その子どもを全員加入させてください。特定の子どもだけを加入させることはできません。
- 脱退は毎月末日までに取扱者・事務局へご連絡ください。脱退お申し出の翌月まで保障し、脱退処理は翌々月の1日に完了となります。

■保険期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間です。以降特段のお申し出のない限り、自動的に更新します。保険期間の中途においての加入者については、その中途加入日から平成30年3月31日までが初年度の保険期間となります。(更新日は4月1日)

※なお、新医療保障保険契約の更新にあたっては、主たる被保険者(以下「本人」)の数が、所定の被保険者数を満たすことが必要です。毎年の更新時に本人の数が、所定の被保険者数を下回った場合、新医療保障保険契約が更新されないことがあります。

■効力の発生日(加入日)

- ①第1回保険料振込方式の場合:毎月5日までにお申込みのあった分については、翌月1日より効力が発生します。
- ②第1回保険料口座振替方式の場合:毎月5日までにお申込みのあった分については、翌々月1日より効力が発生します。

■保険料の払込

①第1回保険料振込方式の場合:
第1回保険料および第2回保険料を効力の発生日の前月の26日までに指定口座にお振込ください。第3回保険料より口座振替となります。(口座振替日:毎月26日)

②第1回保険料口座振替方式の場合:
第1回保険料は、効力の発生日の前月26日に口座振替となります。但し初回保険料が払い込まれない場合は加入申込は取消となります。第2回目以降の保険料の口座振替ができなかった場合は、次月の振替日に2か月分の口座振替を行います。さらに口座振替ができなかった場合はさかのぼって脱退としてお取扱いします。

■継続加入

一旦加入されますと、更新時の健康状態にかかわらず、本人・配偶者ともに75歳6か月まで前年度と同じ入院給付金日額以内で更新いただけます。子どもの場合、22歳6か月まで更新いただけます。

■契約者配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合に保険会社より配当金が支払われますが、支払われる配当金については当利度の制度運営費といたします。給付金のお支払状況等によっては配当金が0になる場合があります。

■税法上の取扱(2016年11月現在)

保険料は生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。(所得税法第76条/地方税法第34条・第314条の2)
給付金は全額非課税です。(所得税基本通達9-21)

※将来、税法等の改正により変更される可能性があります。

■申込方法

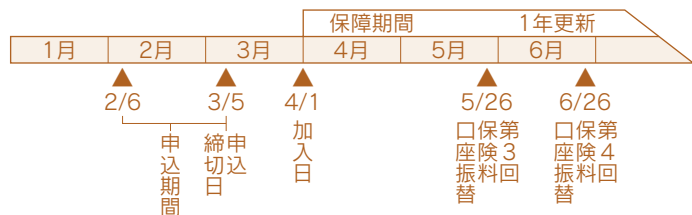
加入申込書兼告知書に必要事項を記入・押印の上お申込みください。

■給付金受取人

給付金(配偶者・子どもの給付金含む)受取人は、すべて加入資格に定める「本人」とします。

お申込みの手続きと保障の開始について

- ①第1回保険料振込方式の場合
第1回保険料および第2回保険料を効力の発生日の前月の26日までに指定口座にお振込みください。第3回保険料より口座振替となります。
(口座振替日:毎月26日)
- ②第1回保険料口座振替方式の場合
第1回保険料は、効力の発生日の前月26日に口座振替となります。
※以降、当月分保険料を前月26日に自動的に口座振替いたします。
但し、26日が休日の場合は、翌営業日が口座振替日となります。
- 〈例〉第1回保険料振込方式の場合(4/1加入日の場合の例)



手続きの締切日(事務局必着日)

手 続 内 容	締切日	加入日(効力の発生日)
加 入	①振込方式の場合 →加入日の前月5日 ②口座振替方式の場合 →加入日の前々月5日	毎月1日
減 額	異動日の前々月5日	
振替口座変更	振替日の前月5日	
脱 退	異動日の前々月末	

- 増額は更新日でのみの取扱いとなります。
- 締切日を過ぎた加入・脱退等の手続きは次回の加入日・脱退日扱いとなりますので、手続きは速やかにお願いいたします。
- 締切日が土曜・日曜・祝日と重なる場合は、前営業日に繰り上がりますのでご注意ください。

ご注意

- 次のような場合には、給付金をお支払いできませんので、お申込みの際、特にご注意ください。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除されたとき
 - 団体(契約者)から当会社に保険料のお払込みが行われずご契約が失効したとき
 - 次のいずれかにより、支払事由に該当したとき
 - ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失(注1)
 - ・その被保険者の犯罪行為
 - ・その被保険者の精神障害を原因とする事故
 - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯り運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・その被保険者の薬物依存(災害入院給付金を除きます。)
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(注2)
- (注1) 家族特約、家族手術特約に加入されている場合には、その主契約の給付金受取人の故意または重大な過失による場合にも、給付金のお支払いはできません。
- (注2) これらの事由により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、当会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその一部を削減して支払うことがあります。
- * (1) (2) (3) は手術特約、家族特約および家族手術特約にも適用します。また、(1) (2) は特定疾病給付特約・家族特定疾病給付特約にも適用します。
- * 上記の他、重大事由による解除、その他の解除、詐欺による取消し、不法取得目的による無効などの場合にも給付金はお支払いできません。
- * 上記は増額された場合の増額部分についても適用されます。
- 法令等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の内容を変更することがあります。

※必ず、「ご契約内容(契約概要)・特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」および「ご加入のみなさまへ(重要事項)」を熟読いただき、この保険(保障の内容・金額等)がご自身の意向に合致しているかご確認のうえお申込みください。

被保険者(加入者)の皆様へ

当制度は契約者…全国情報ネットワーク協同組合、被保険者…全国情報ネットワーク協同組合の組合員企業ならびに全国情報ネットワーク協同組合の役員・従業員とその配偶者・子、掛金負担者…全国情報ネットワーク協同組合の組合員企業の役員・従業員ならびに全国情報ネットワーク協同組合の役員・従業員、とした保険期間1年の新医療保障保険(団体型)です。ご加入にあたっては、パンフレット(加入勧奨資料)記載の内容をご確認ください。

脱退者に対する取扱い

本制度に2年を超えて継続加入後、加入資格の喪失等により脱退する場合、脱退前1ヵ月以内であれば、無診査・無告知で脱退前の入院給付金日額の範囲内で、メットライフ生命の新医療保障へ変更することができます。なお、新医療保障の取扱規定に準じますので、お取り扱いできない場合があります。ご希望の方はお問合せください。
※組合員企業が当組合を脱会された場合、組合員企業もしくは当組合を退職された場合、または継続可能年齢の超過による脱退をいいます。
(注)入院給付金日額は、2年を超えて継続している部分が5,000円以上であることを要します。

制度の運営

【契約内容登録制度のご案内】

新医療保障保険(団体型)にご加入された場合、生命保険制度が健全に運営され、給付金の支払いが正しく確実に行われるよう、被保険者名、入院給付金日額等が一般社団法人生命保険協会に登録されます。

【生命保険募集人について】

生命保険募集人はお客様と保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。

【お知らせ】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(Tel:03-3286-2820)までお問い合わせください。なお、生命保険契約者保護機構に関すること以外のご質問については、引受保険会社へお問い合わせください。

【個人情報に関する重要事項】

この保険の運営にあたっては、保険契約者は加入対象者(被保険者)の氏名、性別、生年月日、健康状態等(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、引受保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。保険契約者は提出された個人情報、本保険の事務手続きのため使用いたします。各引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスののご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連する業務の目的で利用(注)します。また、引受保険会社は、保険契約者、他の引受保険会社、再保険会社、募集代理店を含む委託先、および共同利用を行うグループ会社にて、上記の利用目的の範囲内で個人情報(本保険以外で引受保険会社が知り得る情報を含みます。)を提供します。なお、この他法令に根拠があるときは、上記にかかわらず、個人情報を提供する場合があります。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者、および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

＜その他＞事業所を経由する場合の個人情報の取り扱いについて
個人情報が、この保険の運営上、加入対象者の所属する事業所を経由して保険契約者へ提出される場合、または保険契約者からその事業所へ個人情報提供される場合は、その事業所は提出された(提供された)個人情報、保険契約者と同様に取り扱いします。

【引受保険会社】

メットライフ生命保険株式会社
〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー

お問合せ先

ネットコープ共済事務局

フリーダイヤル 0120-368-377

受付時間/午前10:00~11:30 午後1:30~4:00

(土・日・祝祭日除く)

〒104-0031 東京都中央区京橋1-14-9 依田忠ビル5階

TEL 03-5524-5882 FAX 03-5524-5880

メールアドレス:nc-kyosai@net-coop.or.jp

HP:http://www.net-coop.or.jp

メットライフ生命 EBサポート部ダイレクトサービス課
Tel:03-5637-4042